

広島県留置施設視察委員会委員の任命等に関する規程

平成19年6月1日
公安委員会規程第7号

改正 平成26年3月公安委員会規程第1号 平成28年1月公安委員会規程第2号
広島県留置施設視察委員会委員の任命等に関する規程を次のように定める。

広島県留置施設視察委員会委員の任命等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第21条第1項及び広島県留置施設視察委員会条例（平成19年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第2条に規定する広島県留置施設視察委員会委員（以下「委員」という。）の任命等に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成26年公安委員会規程1号〕

(任命)

第2条 広島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、次の各号に掲げる者であつて、人格識見が高く、かつ、留置施設の運営の改善向上に熱意を有する者を、委員として任命するものとする。ただし、原則として、委員の任期は4期を超えないものとする。

- (1) 法律関係者
- (2) 医療関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 行政経験者
- (5) 更生関係者
- (6) 地域住民

2 前項の規定による任命は、任命書（別記様式第1号）を当該委員に交付して行うものとする。

(推薦)

第3条 広島県警察本部長（以下「本部長」という。）は、前条第1項に規定する要件を満たす者を委員の候補として公安委員会に推薦することができる。

2 前項の規定による推薦は、推薦書（別記様式第2号）を公安委員会に提出して行うものとする。

(解任)

第4条 公安委員会は、委員を解任したときは、解任書（別記様式第3号）を当該委員に交付するものとする。

(解任の上申)

第5条 本部長は、委員に条例第2条第4項に規定する理由があると認めるときは、解任上申書（別記様式第4号）を公安委員会に提出することができる。

一部改正〔平成26年公安委員会規程1号〕

(補欠の任命)

第6条 公安委員会は、委員に欠員が生じたときは、速やかに補欠の委員を任命するものとする。

(報酬等の支給)

第7条 委員に支給する報酬及び費用弁償については、別に定める。

(身分証明証)

第8条 公安委員会は、委員に対し、その身分を証する書類（別記様式第5号。以下「委員証」という。）を発行するものとする。

2 委員は、広島県留置施設視察委員会の業務を行う際は、委員証を携帯し、警察職員の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

附 則

この公安委員会規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日公安委員会規程第1号）

この公安委員会規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月28日公安委員会規程第2号）

この公安委員会規程は、平成28年2月29日から施行する。

(別記)

様式第1号

(第2条関係)

様式第2号

(第3条関係)

一部改正〔平成28年公安委員会規程2号〕

様式第3号

(第4条関係)

様式第4号

(第5条関係)

一部改正〔平成28年公安委員会規程2号〕

様式第5号

(第8条関係)

任 命 書

様

広島県留置施設視察委員会委員に任命します

年 月 日から

任命期間

年 月 日まで

年 月 日

広島県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

年 月 日

広島県公安委員会 様

広島県警察本部長
(留置管理課)

広島県留置施設視察委員会委員推薦書

広島県留置施設視察委員会委員として次の者を推薦します。

ふりがな 氏 名		性別	
生 年 月 日	年 月 日生 (歳)		
住 所	〒 — — — — — 電話 () —		
職業 (役職)	()		
勤 務 先	電話 () —		
経 歴			
推 薦 理 由			
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

解 任 書

様

広島県留置施設視察委員会委員を解任します

解任理由

年 月 日

広島県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

年 月 日

広島県公安委員会 様

広島県警察本部長
(留置管理課)

広島県留置施設視察委員会委員解任上申書

広島県留置施設視察委員会委員の解任を上申します。

ふりがな 氏 名	
住 所	〒
任 命 日 (通算年月日)	(通算： 年 月)
解任を必要と 認める理由	

注 解任を必要と認める資料があれば添付すること。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(表)

No. 平成 年 月 日

広島県留置施設視察委員会委員証

写真
(2.5×3)

氏名
広島県公安委員会 印

(裏)

- 1 この証は、業務を行うときは、必ず携帯し、広島県留置施設視察委員会の委員であることを証明する必要があるときは、この証を提示すること。
- 2 この証は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
- 3 広島県留置施設視察委員会の委員でなくなったときは、直ちに返納すること。

- 備考1 色彩は、文字を黒色、地を白色とすること。
- 2 図示の長さの単位は、センチメートルとすること。